第一項	第七十二条の二十五第三項各号	第七十二条の二十五第五項各号
同条第三項		同条第五項
第二項	同条第一項又は法	法第七十二条の二十五第一項、又は
	若しくは	
	まで	から四十五日以内
	又は法第七十二条の二十五第三項の特別の事情の内容	若しくは法第七十二条の二十五第五項の特別の事情の内容又は法人税法第二条第十八号の四に規定する連結所得の金額の計算を了することができない理由
第四項	、若しくは同項	、若しくは法第七十二条の二十五第五項
第六項	係る同項	係る法第七十二条の二十五第五項

2　第二十四条の三第二項から第四項までの規定は、前項において準用する第二十四条の四第二項の申請書の提出があつた場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる第二十四条の三の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三項	第七十二条の二十五第二項	第七十二条の二十五第五項（法第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）
第四項	第七十二条の二十五第二項	第七十二条の二十五第五項
	その申請に係る指定を受けようとする日を同条第二項の日として	二月間（同条第五項各号の指定を受けようとする旨の申請があつた場合にはその申請に係る指定を受けようとする月数の期間とし、同項各号の指定に係る月数の変更をしようとする旨の申請があつた場合にはその申請に係る変更後の月数の期間とする。）

第二十四条の四の三第三項中「当該申告書の提出期限が」を「同条第一項又は法第七十二条の二十八第一項若しくは第七十二条の二十九第一項の規定による申告書の提出期限が」に改め、「含む。」の下に「、第一項において準用する第二十四条の四第一項の規定により指定等の処分があつた場合（前項において準用する第二十四条の三第四項の規定により当該提出期限の延長の処分についての変更の処分がされたものとみなされた場合を含む。）」を加え、「第二十四条の四第二項」を「第二十四条の四第四項」に、「申告書の提出期限の」を「提出期限の」に、「若しくは」を「又は」に、「又は」を「及び」に、「同条第四項」を「同条第六項」に改める。

第二十四条の五中「又は第七項（これらの規定を法第七十二条の二十八第二項」を「（法第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項」に改め、「申告書」を削り、同条に次の一項を加える。

2　第二十四条の三の規定は、法第七十二条の二十五第七項（法第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。）に規定する場合について準用する。この場合において、第二十四条の三第一項中「に係る事業年度終了の日から四十五日以内」とあるのは「の提出期限の到来する日の十五日前まで」と、「理由」とあるのは「理由又は法人税法第二条第十八号の四に規定する連結所得の金額の計算を了することができない理由」と、同条第四項中「に係る事業年度終了の日から二月以内」とあるのは「の提出期限まで」と読み替えるものとする。

第二十四条の六の見出し中「第七十二条の二十六第七項」を「第七十二条の二十六第八項」に改め、同条第一項中「第七十二条の二十六第七項」を「第七十二条の二十六第八項」に、「次項及び第三項」を「以下この条」に改め、「。次項」の下に「及び第五項」を加え、「第六十八条の十一第五項」に改め、「第六十八条の十五の四第五項」の下に「、第六十八条の十五の五第五項」を加え、「第八項」を「第九項」に改め、同条第二項第一号中「第四十二条の六第五項」に改め、「第四十二条の十二の三第五項」の下に「、第四十二条の十二の四第五項」を加え、「第八項」を「第九項」に、「第六十八条の十一第五項」を「第六十八条の十五の五第五項」を加え、同条に次の一項を加える。

5　第一項の事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度における法人税法第八十一条の二十二第一項の規定による法人税に係る申告書の提出期限が同法第八十一条の二十四第一項の規定により当該連結事業年度終了の日の翌日から六月を経過した日の前日とされた場合で、かつ、当該提出期限について国税通則法第十条第二項の規定の適用がある場合において、同項の規定の適用がないものとした場合における当該提出期限の翌日から同項の規定により当該提出期限とみなされる日までの間に連結確定申告書に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額が確定したときは、当該連結事業年度終了の日の翌日から六月を経過した日の前日までに当該金額が確定したものとみなして、当該事業年度の予定申告に係る基準額を算出するものとする。

第二十四条の七の見出し中「第七十二条の二十六第七項」を「第七十二条の二十六第八項」に改め、同条第一項中「第七十二条の二十六第七項」を「第七十二条の二十六第八項」に、「第四十二条の六第七項」を「第四十二条の六第五項」に改め、「第四十二条の十二の三第五項」の下に「、第四十二条の十二の四第五項」を加え、「第八項」を「第九項」に改め、同条第二項中「第四項」を「第五項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同項中「開始の日の前日の属する連結事業年度」とあるのは「の前事業年度」と、「第八十一条の二十二第一項の」とあるのは「第七十四条第一項の」と、「第八十一条の二十四第一項」とあるのは「第七十五条の二第一項」と、「当該連結事業年度」とあるのは「当該前事業年度」と、「連結確定申告書」とあるのは「法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書」と、「法人税法第八十一条の二十二第一項第二号」とあるのは「同法第七十四条第一項第二号」と読み替えるものとする。

第三十三条の二の見出し中「減少させる」を「増加させる」に改め、同条第三項中「修正申告書に係る更正の通知」を「増額更正の通知（当該増額更正が法第七十二条の三十九の規定によるものである場合には、当該増額更正の基準となつた法人税の課税標準である所得に係る法人税の修正申告書の提出又は更正若しくは決定の通知）」に、「同項に規定する修正申告書の提出」を「当該増額更正」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項第一号イを次のように改める。

イ　法第七十二条の四十四第四項に規定する増額更正（以下この条において「増額更正」という。）により納付すべき税額

第三十三条の二第二項第一号ロ、第二号イ及びロ並びに第三号イ及びロ中「修正申告書の提出」を「増額更正」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第七十二条の四十四第四項に規定する納付すべき税額を増加させる更正に類するものとして政令で定める更正は、還付金を減少させる更正又は納付すべき税額があるものとする更正とする。

第三十三条の三第二項第一号イ中「修正申告書」を「法第七十二条の三十三の二第一項に規定する修正申告書（以下この条及び次条において「修正申告書」という。）」に改める。

第三十五条の見出し中「事務所又は事業所」を「事業所等」に改め、同条中「事務所又は事業所」を「事業所等」に改め、「超える」の下に「同条第三項第一号に規定する」を加える。

第三十五条の二の見出しを「（法第七十二条の四十八第十一項の課税標準額の総額の分割の方法）」に改め、同条第一項を次のように改める。

法第七十二条の四十八第一項に規定する分割法人（以下この項において「分割法人」という。）が鉄道事業又は軌道事業（以下この項において「鉄軌道事業」という。）と鉄軌道事業以外の事業とを併せて行う場合における当該分割法人の事業に係る同条第一項に規定する課税標準額の総額（以下この項において「課税標準額の総額」という。）の分割については、まず、当該分割法人の事業に係る課税標準額の総額を鉄軌道事業に係る売上金額と鉄軌道事業以外の事業に係る売上金額（百貨店